「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請方法について

（省令別表第一号、第二号研修修了者）

1　手続きの流れ

① 登録研修機関が実施する「喀痰吸引等研修（第一号・二号）」の受講修了

↓

② 『認定特定行為業務従事者認定証』（以下、『認定証』という。）の交付申請に必要な書類を県に提出

【提出の際の留意点】

○ 県外在住者は原則、申請者が在住している都道府県に提出してください。

○ 原則、郵送で提出してください。

○ 原則、研修修了者が個人で申請してください。

【提出期限】

研修修了後1か月以内（期限を過ぎる場合は事前に担当あてに連絡をください。）

↓

③ 認定証の交付、発送

県が申請者に認定証を交付し、発送します。

↓

④ 登録特定行為事業者の登録

認定証の交付を受けた者が喀痰吸引等の業務を行うためには、事業所は登録特定行為事業者として登録する必要があります。

2 必要書類

1 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書
（省令別表第一号、第二号研修修了者対象）（様式5－1）

・認定を受けようとする特定行為については以下のとおりです。

研修課程	対象者	認定を受ける特定行為
第一号研修	不特定多数の者	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう腸ろうによる経管栄養 経鼻経管栄養
第二号研修		第一号研修の内容のいずれか

2 社会福祉士法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書 （様式5－3）

3 添付書類

① 住民票抄本
- 交付日から3か月以内のもの
- マイナンバー（個人番号）の記載がないもの
- 本籍、筆頭者氏名、世帯主氏名、続柄は省略可能

② 喀痰吸引等研修の修了証明書（写し）

3 その他申請の際の留意事項

申請書類等の県への提出書類は、必ず写しをとり、問い合わせの際に対応できるようにしておいてください。

4 提出先･お問い合わせ先

○ 住所
〒400－8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県福祉保健部 健康長寿推進課 介護サービス振興担当
○ 電話
055－223－1455